

## 平成 31 年 4 月 1 日改訂版における主な変更内容

### 《取り扱いが変わる点》

#### 法人番号確認資料の提示不要化について【p27、p28、p30、p129 及び p134】

申請及び変更届においては法人番号確認資料の提示を必須としておりましたが、平成 28 年 11 月の制度開始から一定の期間が経過したことを踏まえ、確認資料の提示は求めないこととしました。

ただし、法人番号は事務処理の電子化の上で大変重要な情報であり、様々な手続きの電子化が進められている中において、誤った記載をされた場合には将来的に大きなトラブルにつながる可能性もありますので、書類の作成者において責任を持って御確認いただき、正しく記入してください。

### 《その他の変更点》 ※口頭で説明を行っていた事項の明文化など。

#### 1 建設業法違反に係る罰則について【p18】

建設業法に違反した場合、監督処分のみならず、建設業法第 47 条等の罰則の適用により懲役等に処せられる場合があることを明記しました。

#### 2 工事経歴書の記載例の改訂などについて【p44 及び p47】

工事経歴書の記載例を改訂しました。また、工事名の記載に当たっての考え方を具体化し、併せて、工事名だけではわかりにくい場合の確認方法を明確化しました。

#### 3 専任技術者証明書に係る資格確認資料等について【p63】

確認資料の写しについては、原本の存在を確認した上で、原本を直接コピーしたものに限ることを明記しました。

当然ですが、この取り扱いは専任技術者に係る資格確認以外の、常勤性の確認資料などにも広く当てはまります。写しを保存し、様々な手続きで使い回していらっしゃる方は特に御注意ください。

#### 4 国家資格者等・監理技術者一覧表に係る資格確認資料等について【p74】

専任技術者証明書と同様に、確認資料の写しについては、原本の存在を確認した上で、原本を直接コピーしたものに限ることを明記しました。

#### 5 健康保険等の加入状況に係る適用除外の理由の記載について【p121】

合計欄の（ ）内の人数とその上の人数とに差がある場合であって、適用除外に当たるとの御主張をされる場合には、加入義務の有無を確認し、その確認結果を様式中の欄内に記入していただくことを明記しました。

## 6 一式工事、兼業事業等の説明について【p155】

一式工事の説明について、国土交通省中国地方整備局が公表している「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」(p2)及び「経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き」(p20)における説明内容を反映させました。

なお、軽微ではない専門工事を2つ以上有機的に組み合わせた1つの建築工事については、躯体に変更が無くとも、建築一式工事と判断される場合があるので御留意ください。この場合、一式工事の内容である他の専門工事を自ら施工する場合には、それらの専門工事について、主任技術者の資格を有する者を工事現場に配置する必要があります(建設業法第26条の2第1項)。詳しくは、「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」のp6を御確認ください。

《参考》いずれも中国地方整備局のホームページで公表されています。

○建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A

<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu.htm>

○経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き

<https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/keishin/index.html>